



## 若者向け住宅入居申し込みあんない

### 1. 申込みの受付及びお問い合わせ先

窓 口	南部町役場 建設課
所 在 地	鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
電 話	0 8 5 9 - 6 6 - 3 1 1 5
ファクシミリ	0 8 5 9 - 6 6 - 4 4 2 6

### 2. 若者向け住宅とは

若者向け住宅は、若者の移住を図り、地域活性化と人口増加促進を目的に町が整備した住宅です。

そのため、入居者の皆さまには一般の民間賃貸住宅にはない手続きをお願いしています。よくご理解の上、お申込みください。

#### ○ 申込みに要件があります

入居申込みには年齢や所得等の申込み資格を満たす方でないと申込みができません。

#### ○ 入居期間は 5 年間です

若者向け住宅の入居期間は 5 年間で、入居期間は延長できません。

#### ○ 入居後は区(自治会)に参加してください

住宅が属する谷川区(自治会)に参加し、行事等へ参加をしてください。

#### ○ 同居人の異動、住宅の模様替え等には届出が必要です

出産、転居、死亡等で同居人が異動する場合、住民票の異動等の届出とは別に建設課へ届出が必要となります。

住戸の模様替え(壁の穴あけ等を伴う機器設置・改修、町が設置した機器の取り替えを要する等)は、あらかじめ施工内容を建設課へ届出し、許可を得る必要があります。

#### ○ ペットは飼育できません

犬・猫等ペットを飼育することはできません。住宅敷地内での餌付け行為も禁止です。

#### ○ 注意事項

住宅内の設備や備品等は、前入居者から引き続き使用していただいています。必要修繕のみを実施した状態です。壁の汚れ等、修繕できかねるところがありますので、ご了承ください。

テレビの視聴にはケーブルテレビを利用しており、毎月 CATV 使用料の支払いが必要です(月額 500 円+消費税)。

申込みをされる団地の地理、小中学校区、保育所、生活上の利便性等、十分検討の上でお申込みください。

### 3. 募集時期

入居者の募集は、5月、8月、11月、2月に行います。(入居可能住戸がないことにより、募集を行わない場合もあります。)

募集内容は、募集期間中に上記窓口で募集資料を配布します。

### 4. 申込方法

1回の申し込みは1世帯1戸のみです。

申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付してお申し込みください。

なお、申込者が複数となった場合、抽選を行います。

### 5. 申込資格

入居申込をされる方は、次の①から④までの要件を全て満たしている必要があります。

- ① 申込年度の4月1日時点で以下のいずれかに該当する方
  - ・ 35歳以下の単身者
  - ・ どちらか一方または両方が35歳以下の夫婦
  - ・ 35歳以下で子と同居する者
- ② 市区町村税を滞納していないこと
- ③ 住宅の申込者の前年所得が125万円以上であること
- ④ 入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと
- ⑤ 入居中、自治会(谷川区)に加入し、地域活動へ参加すること

### 6. 申込みに必要な書類

- ① 若者向け住宅入居申込書
- ② 入居予定者全員の住民票(6か月以内に作成された本籍・続柄表示のあるもの)
- ③ 入居予定者全員の所得証明書
- ④ 入居予定者全員の市区町村税に未納がない証明書
- ⑤ 誓約書





## 9. 入居期限

若者向け住宅の入居期間は5年間です。

入居決定通知書に記載された入居可能日が属する月から5年を経過する月の属する年度の末日が入居期限となります。

入居期間を延長することはできませんので、あらかじめご了承ください。

### (例)入居可能日が令和3年12月3日だった場合の入居期限

令和3年12月の5年経過する月は令和8年12月、

令和8年12月の属する年度の末日は令和9年3月31日となるため、

入居期限は令和9年3月31日です。

